【基本目標 】 市政の情報発信と市民参画の促進

市民の視点に立って、市政の情報をタイムリーに、わかりやすく提供するとともに、市民の声を行政サービスの向上や施策に反映していきます。

【基本目標】 職員の人材育成と意識改革の推進

「人材確保」「能力開発」「人材活用」「評価」「職場環境」を機能的に連携させて人材の育成に努めるとともに、職員の意識改革を図り、最少の経費で最大の効果を挙げる市役所をつくります。

【基本目標】 情報公開の推進と個人情報の保護

情報公開・個人情報保護に関する職員の意識啓発と制度の適切な運用を図り、行政の説明責任を果たすとともに、市民との信頼関係を構築します。

【基本目標 】 基幹系システムの機能強化

地方分権時代に備え、基幹系システムを再構築し、事務の効率化と利便性向上に努めます。

【基本目標 】 人権施策の推進

同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人などあらゆる人権問題についての市民の人権意識を高揚するとともに、人権擁護を充実することにより、誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進 します。

【基本目標 】 男女共同参画社会の実現

男女がともに生き生きと暮らせるまちづくりを進めます。

【基本目標 】 **監査機能の充実**

市の財務や事務事業の執行が適正かつ効率的になされているかどうかを十分にチェックします。

基本目標	取組事項	具体的内容	個別目標	進捗 結果	所見
	1 . 市民便利帳の作 成	・官民協働事業として、行政サービスの種類や暮らしの情報を掲載した「市民便利帳」を作成し、全世帯に配布する。 ・印刷・製本・配布費用については、民間事業者が募る広告収入で全額を賄う。		В	・官民協働事業として、公費負担無し(民間事業者が募る広告収入で全額を賄う)で作成した。 ・紙面内容においては、議会からの提案も一部取入れ、市の行政サービスの内容はもとより、防 災関連情報をトップページに配する等、暮らしに役立つ各種情報の充実を図った。 なお、広告募集やその掲載方法等については、一部見直しや検討が必要と思われた。 ・2月10日に完成(47,000部)後、2月15日から市内全戸配布(約44,800部)を開始し、2月 末日に配布を完了した。 ・転入者には、市民課および市民総合センターなどで手続きの際、窓口にて配布している。
					・今後は電子書籍化を行い、ホームページ上から PC 版、 Pad 版、 phone 版をダウンロードができるようにリンクの貼付けを実施する予定である。

2. 広報紙・ホームページの充実	 ・昨年リニューアルした広報紙について、市民の視点に立って、必要な情報をタイムリーに提供するとともに、読みやすく、親しみのある広報紙を目指し、更なる見直しを行う。 ・ホームページについては、見やすく、充実した情報を提供できるように、見直しを進める。 ・広報紙及びホームページに対するアンケートを昨年度に引き続いて実施し、比較分析をもとに、今後の編集・見直しに活用する。 	月) ・市民アンケートの実施(8月~ 9月) ・ホームページ上で直接入力するア ンケートの実施(8月~9月)	В	 ・広報丸亀については、平成23年度から、広報紙作成のための派遣職員を2名雇用し、タイムリーな情報に加え、読みやすく、親しみのある広報紙づくりに取り組んだ。 ・広報検討会は、2月に開催し、各課の担当者14名から意見や要望等を聴取し、今後の広報紙ホームページの編集等の参考とする。 ・1月に市民アンケートを実施し、235人から回答を得た。今後の広報作成における参考とする。 ・1月にホームページ上で直接入力するアンケートを実施し、20人から回答を得た。今後のホームページの編集等に役立てる。 ・ホームページの23年度の年間アクセス数(トップページのカウント累計数)は、494,702件で、前年より約12,000件減少しているが、本市へのホームページ来訪者の件数は、22年度より約56,500件増加している。 ・ホームページでの情報掲載については、常に最新の情報内容の充実と更新が重要であることがら、今後とも、各課に対し、情報入力への配慮や対応等を指導する。 ・ホームページの改良のうち「バージョンアップ等」については、経費節減の観点から実施せず、通常の「更新、運営保守委託業務」のみを実施した。
3.市民の声の市政への反映	・「市長と語る会」の開催や「ひまわりBOX」、「ひまわり通信(メール)などを通して、広く市民の皆様の提案やご要望、ご意見を市民サービスの向上や施策に反映する。	・提案、意見、要望等の分類、及びその対応(検討、見直し、改善き他)や分析の実施市長と語る会の開催:17回(H22:16回)	В	・市長と語る会を 15 回開催した。様々な要望や提案などに対し、検討や対応を要する案件は、各担当課に実施可能か否か等、迅速な対応や処理等を指示しており、具現化したものがある。・ひまわり BOX・通信等に寄せられる提案、意見、要望等は、多種多様(H23 年度中の処理は295 件)であり、その分類については、 内容等が軽易な問合せ的なもので、各担当課で対応処理するものと、 市長決裁を得て回答を行うもので、各担当課において対応や計画等を検討の後、回答文を作成して返答しているものに分けている。また、寄せられた提案、意見、要望等、及び、その対応(検討、見直し、改善他)について分析を行う等、市民サービスの改善や向上が図られ、その成果は挙がっているものと思われる。
1. 1 定員適正化 計画に則した職員の 計画的採用	・定員適正化計画に即した職員の採用方針を作成し、 これに基づき計画的に職員を採用する。	・定員適正化計画に基づいた職 員の採用	В	・平成 24 年 3 月に、平成 23 年度から平成 26 年度を計画期間とする「第二次丸亀市定員適正化計画」を策定し、平成 27 年度に 912 人体制を目指すこととした。これにより、一部事務組合等への派遣見込者数 12 人を除くと、実質の丸亀市の業務に携わる職員数は 900 人となる。 ・平成 23 年度の職員採用については、この「第二次丸亀市定員適正化計画」に基づき計画的な採用を行った。
2.人事管理の見直しと職員の能力開発の推進	・ 2目標管理制度と連動した 3人事考課制度を実施する。・組織運営の責任者である管理職の指導力や経営管理(マネジメント) 能力の向上を図る。	・目標管理制度に基づく組織目標 の明確化と進行管理の徹底 管理職マネジメントセミナー の開催回数:1回	С	・部の運営方針と目標管理制度の連携に努めたが、結果的には個別に運用されている状況は否めない。今後、相乗的な効果を発揮するよう部の運営方針の作成段階から目標管理制度を取り入れるよう制度を見直す予定である。なお、目標管理については、管理職候補者養成研修の研修項目に目標管理制度を導入した。 ・管理職マネジメントセミナーについては、管理職(部長・課長・副課長等)全員を対象に平成24年2月に開催した。
3. 4時間外勤務 の削減	・職員の意識改革と業務の見直しを図るとともに、各職場において削減計画を策定し計画的に時間外勤務の削減を図る。	・ 5 ノー残業デーの徹底 ・各職場における時間外削減計 画の策定	С	・庁内 LAN を通じて「ノー残業デー」の周知を徹底するとともに、時間外勤務の内容を管理職がより詳細に把握できるように時間外申請手続きを一部見直した。しかしながら、結果として時間外削減効果が見られないため、今後、さらに強力に時間外削減計画を推進していきたい。

4.職員の健康管理 対策の充実	・健康診断の結果に基づくきめ細かな保健指導を実施する。 ・生活習慣の改善等による職員の健康度の向上を図る。 ・職場における 6メンタルヘルス対策を一層推進する。	・保健指導が必要な職員に対する継続的な指導・相談の実施生活習慣改善講演会の年間開催数:1回(H22:2回)メンタルヘルスセミナーの年間開催数:1回・7産業医、保健師による職場巡回相談の実施	В	・人間ドック等の検診結果に基づき、各職員の健康状態に応じた指導・相談を継続的に実施した。 ・生活習慣改善講演会については、平成24年1月に「生活習慣病予防と歯の健康管理」について開催した。 ・メンタルヘルスセミナーは平成24年10月に労働安全衛生研修の一環として「心の健康講座」を開催した。 ・巡回相談については、相談の希望者はなかったが、定期健康診断を受診した職員の内、保健指導が必要な職員については個別に指導を行った。
1.情報公開の推進と個人情報の保護	・情報公開制度運用の指針として、事務取扱要領(条例・規則等の解釈運用基準等)を作成し、職員に周知する。 ・情報公開制度の適正な運用と職員の意識啓発を図るため、職員研修を実施する。	・事務取扱要領の作成 職員研修の実施:年1回	В	 ・今年度、情報公開事務の手引きを作成し庁内LANで職員に周知した。平成24年度には個人情報保護事務の手引きも整備し、制度の適切な運用に努め、行政の説明責任を果たしていきたい。 ・個人情報保護(情報セキュリティ)の研修については、参加目標200名に対し2日で184名の参加があり、ほぼ目標どおりであった。また、研修後に行ったアンケートではほとんどの職員が研修の内容をよく理解できたと回答しており、職員一人ひとりの個人情報に対する意識の向上に繋がったと考える。今後はアンケートの意見も参考に、研修内容を充実をさせ、組織全体のレベルアップを図りたい。
1. 8 基幹系システムの機能強化	・中讃広域における情報処理機能を強化するため、 基幹系システムを再構築する。	・システム研究会において協議・ 検討	С	・システム研究会や各業務別分科会で協議・検討を重ね、平成24年1月に新基幹系システムに移行した。移行後も各業務で課題や問題点が報告されているため、今後、新システムを最大限に活用できるよう、新年度の早い段階で中讃広域行政事務組合情報センターや関係市町とともに検証を行い、引き続き問題解決を図っていきたい。
1.人権尊重の考え方をもった総合行政の推進	・市職員は、基本的人権を尊重し擁護する責務を有し、市民の人権を守り、一人一人が常に人権の視点に立って業務を推進する立場にあることから、全ての施策・事業が人権尊重の視点で企画運営されるよう、一層の総合行政の推進を図る。	・人権尊重で住みよいまちづくりのために、各部局が総合計画の実施計画に基づき主体的に人権施策に取り組んでいく。・職員研修の実施人権啓発講演会・講座の年間開催数:62回人権啓発講演会・講座の年間参加者数:3,300人	В	・人権啓発講演会、研修会 49回 3,804人 (うち職員研修 23回 1,008人) ・研修会や講演会は概ね予定通り開催することができ、基本的人権尊重の理念の普及や人権意 識の高揚に努めることができた。 ・県内の差別事象を受けて市民課職員の研修の実施や、市役所内における「えせ右翼行為」発生 時における対応など、職員への啓発が進んだと思われる。また、今年度から新たに丸亀市企業 人権・同和推進協議会の会員企業にも「えせ同和行為」等の発生情報の連絡体制を整えた。
1 . 男女の対等な参画の推進	・あらゆる分野において男女共同参画の視点を取り入れられるよう、広報・啓発活動を実施する。 ・「第2次男女共同参画プランまるがめ」の進捗状況 や今後の課題等について関係各課のヒアリングを 実施する。	・コミュニティでの男女共同参画 セミナーの開催(17 地区) 啓発用情報紙の発行:2回 ・女性のいない審議会等の解消 市が設置する審議会等委員の女 性登用率:40%(H22:28.9%) ・企業人権・同和推進協議会を通じ て、男女共同参画の取り組みを推 進する	С	・コミュニティでの男女共同参画セミナーは、3 地区で 4 回開催し、参加者に男女共同参画の必要性を理解してもらえた。 ・予定通り、年 2 回 (11 月・3 月) 啓発用情報紙を発行。学校等を通じて配布することでより多くの市民に啓発することができた。 ・女性のいない審議会等は 7 から 6 に減少したが、その後、女性のいない審議会が新たに設置されたため数の変動はない。今後も解消に向け担当課に対する取り組みが必要である。 ・審議会等委員の女性登用率は、前年度末と比較して 0.5 ポイント上昇し 26.7% (H23 年度末)となったが、引き続き幅広い分野からの女性登用に向け働きかけが必要である。 ・今年度は新たに企業人権・同和推進協議会を通じて、啓発 (講演会の案内や研修など)を進めることができた。

1	1 . 定期監査の充実	・財務に関する事務の中から 2 テーマを設定して監査を実施する。	・2 テーマについて重点的に監査を実施	В	現金取扱い事務及び備品の管理・保管状況の2テーマを掲げ、 ・現金取扱い事務については定期監査において実施。 ・備品監査においては、2課を対象に現地において抽出した備品の管理・保管状況の監査を実施。
2	2 . 公の施設の指定 管理者監査の実施	・公の施設の管理を委託している 9指定管理者とその所管課を対象に監査を実施する。	・2~3団体を選定し監査を実施	В	指定管理者 3 団体(4 施設)の監査を財政援助団体監査に併せて実施。また、指定管理者 2 団体(5 施設)独自の監査を実施。

- 1 定員適正化計画:市役所の職員数について将来的な方向性を示した計画です。
- 2 目標管理制度:自らの業務目標を設定し、その進捗を管理する制度のことをいいます。
- 3 人事考課制度:設定された基準に沿って、職員の成績、意欲、能力などについて評価する制度のことをいいます。
- 4 時間外勤務:定められた所定の勤務時間を超えて仕事をすること。
- 5 ノー残業デー:特定の曜日を決めて、その日は残業をせずに定時(所定労働時間)に仕事を終えること。
- 6 メンタルヘルス対策:健康のなかで精神にかかわる健康(心の健康)を保つこと。
- 7 産業医:企業等において労働者の健康管理等を行う医師をいいます。
- 8 基幹系システム:住民基本台帳管理や財務会計処理など業務やサービスの中核となるシステム。
- 9 指定管理者:地方公共団体が公の施設の管理を行わせるために指定した団体をいいます。

【基本目標 】 自治の推進と新たなしくみづくり

市民による自治の進展を図るために、「1丸亀市自治基本条例」が市民に定着するよう取り組み、条例に基づく新たな自治のしくみづくりに取り組みます。

【基本目標 】 総合計画の推進と後期基本計画の策定

各部局での目標を明確化し、施策の重点化により「 2 丸亀市総合計画」を推進するとともに、総合計画後期基本計画を策定します。

【基本目標 】 3定住自立圏構想の推進

周辺市町との連携を深め、自然環境や歴史・文化など、それぞれの魅力を活かしたまちづくりを先導的に推進します。

【基本目標 】 行政改革の推進

限られた財源で最大の効果を発揮できるよう、継続して行政改革に取り組み、市政運営の効率化を進めます。

【基本目標 】 財政の健全化の推進

限られた財源のもと、事業の選択と集中に努め、中長期的な視野のもと財政の健全化に努めます。

【基本目標 】 市有財産の有効活用

市民の財産である市有地を有効活用し、歳入の確保を図るとともに、都市の活性化につなげていきます。

【基本目標 】 入札制度の改善

公共工事の入札・契約事務の透明性・競争性の確保やコスト削減、品質の確保を推進します。

【基本目標 】 市税収納率の向上

納税者の利便性の拡大等により納期内収納率の向上を図ります。

基本目標	取組事項	具体的内容	個別目標	進捗 結果	所見
	1.自治推進のための新たなしくみの検討、実施	・自治基本条例の検討結果をもとに、自治推進委員会からの提言書(H23 年 2 月提出)に基づき具体的な改善策を検討する。	・自治推進委員会の提言書による 改善策について検討、実施 自治推進委員会の開催(4~5 回)		・平成23年2月に自治推進委員会から提出された提言書にもとづく具体的な改善策を検討し、自治推進委員会の夜間開催や市民に自治基本条例をわかりやすく伝える取組(広報での「初と京極くんの自治基本条例教室」の連載)など、改善策を実施した。 ・今後も提言書にもとづく具体的な改善策を検討し、できるものから順次取組を進める。

1.効率的な行政サイクルの構築	 ・各部長のマネジメントにより、1年間重点的に取り組む事項についての方針を定め、「選択と集中」を基本とする予算編成につなげる。 ・部の運営方針の設定から、計画の策定、予算編成、行政評価という年間を通じた行政サイクルの効率化を図る。 ・課題を絞った目標管理型の内部評価(部の運営方針に基づいた評価)を実施するとともに、外部評価についてもさらに手法の見直しを行う。 ・行政活動をわかりやすく市民に公表する。 	 ・「平成23年度部の運営方針」及び「総合計画実施計画(H23~25)」の公表(4月) ・行政評価(内部評価、外部評価)の実施(6~9月) 	В	・「平成23年度部の運営方針」及び「総合計画実施計画(H23~25)」を年度当初に作成するとともに、市ホームページに公表した。 ・平成23年度の行政評価については、総合計画前期基本計画期間の総括として実施したため昨年度のような事業仕分けの手法は導入しなかった。平成24年度からの総合計画後期基本計画の策定にあたって現在本市が抱える課題を見極めるとともに、評価結果を後期基本計画策定において施策の再構築を行うために活用した。 ・行政評価の手法については、引き続き見直しを進めていく。
2.総合計画基本計 画の見直し	・総合計画基本計画を見直し、「丸亀市総合計画後期 基本計画」(計画期間:H24~28)を策定する。	・後期基本計画の策定(12月) ・総合計画概要版を作成し市民に 配布(3月) ・総合計画実施計画(H24~26) の策定(3月)	С	・総合計画後期基本計画の策定にあたっては、総合計画審議会や地域別説明会、中学生未来会議などを通じて市民の意見を取り入れるとともに、行政評価による前期基本計画の成果等について検証しながら作業を進めた。定住自立圏構想にかかる協議内容も踏まえながら作成したため、当初の策定予定(12月)より遅れたが、本年3月に策定した。 ・今後は、計画書の本編、概要版の印刷製本を行い、5月中には市民への周知、概要版の配布を行う予定である。
1.定住自立圏構想に沿った広域的なまちづくり	・定住自立圏構想において、本市が中心市となる旨 を宣言し、周辺市町とともに、圏域全体の生活機 能強化について検討する。	・中心市宣言(6月) ・周辺市町と連携した取組について協議・調整 ・本市と連携する市町との協定締結(3月)	В	・定住自立圏構想の推進に係る取組については、中心市宣言が7月1日となり、協定締結についても4月にずれこんだものの、全般的には周辺市町との協議により、定住自立圏構想の取組として連携して取り組む事項に関する大きな枠組みでの調整はできた。 ・今後は、協定の締結、圏域共生ビジョン懇談会の設置、共生ビジョンの策定など、引き続き、周辺市町との協力関係を構築しながら、圏域全体の生活機能強化に向けた調整を進める。
1.行政改革推進計画の策定と進行管理	 ・第2次行政改革大綱に基づく行政改革推進計画を 策定し、事務事業の見直しや資源の有効活用など、 行政改革推進計画に掲げる事項の推進と着実な進 行管理を行う。 ・幼稚園、保育所の一元的な運営など、社会のニー ズや国の動向に対応した体制整備を進める。 	・行政改革推進計画の策定(6月)・行政改革推進計画の進捗状況の 定期的な公表 丸亀市行政改革推進委員会の 開催:3回・幼保一元化プロジェクト会議で の協議・調整	В	・第二次行政改革推進計画の策定は7月となったが、計画の進行管理を実施し、8月末と1月末 現在の進捗状況を行政改革推進委員会と行財政対策特別委員会に報告している。1月末現在で 88.5%の取組が計画どおり進捗し、行革効果額は累積で13億1400万円となっている。 ・引き続き着実な進行管理を実施し、さらなる市民サービスの向上と持続可能な行政システムの 構築を目指す。 ・幼保一元化についてはこれまでプロジェクトチームを組織し、7回にわたって一体化に向けた 検討を進めてきたが、国の「子ども・子育て新システム」の基本制度も整ったことから平成 24年度は「子ども・子育て新システム対策室」を組織し関連法案成立後迅速な対応を進める。
1 . 中長期財政健全 化計画の策定	・現在、積極的に安全・安心なまちづくり事業を推進しているが、主な財源を合併特例債としているため、後年度における財政的影響も含め、「財政健全化計画」(H17~26)終了後からの財政計画を策定する。 ・厳しい財政状況のなか、各種事業の実施にあたっては、合併特例債活用事業を除き、単年度収入で単年度事業を賄えるよう財源の確保を行なう。	・財政健全化計画の見直し(9月、 3月)	В	・財政健全化計画の見直しについては、平成23年9月に、前年度決算や後年度の合併特例事業、 国の制度改正等を踏まえた第11次改定を行った。 ・今後、国の制度改正や地方交付税の動向など、不確定要素が多い中、子育て支援経費や扶助費 など、合併特例事業以外の財政需要も増大が想定される中、財政の硬直化が懸念される。 ・これまでの健全化計画は、合併後の財政健全化の歩みを毎回改定との比較の中で検証してきた が、合併後7年が経過し、総合計画も「後期基本計画」に移行するなど中間年を迎えるのを契 機に、各財政指標が決算数値をベースに算出されることを踏まえ、基本的には決算期(9月) を改定時期とした、新たな中長期的な財政フレームを作成したい。
2.税外債権の管理 適正化	・税外債権の管理適正化に努める。 ・一定のルールのもと、処分も含めた全庁的取り組み を進める。	・税外債権の管理指針の作成	В	・債権管理における現況(フロー)を収集した後、実際に所管課全課のヒアリングを行い、現状や課題の洗い出しを行った。また、類似団体や県内各市町の現状把握や視察研究を実施。 ・本年 10 月、本市の税外債権について、法解釈や先進事例を基に債権区分を行い、「丸亀市税外債権管理指針」を策定。職員説明会を開催して今後の適正管理の道筋を示した。

1 . 未利用地等の売	・未利用地等の市有財産について、入札・分譲など	売却見込額:290百万円(H22:	В	・予定どおり所期の目的を達し得た。
却等の推進	による売却や賃貸借などを進める。	150 百万円)		《実績》約 343 百万円
1.電子入札システ	・公共工事の入札事務の透明性や競争性の確保の観			・予定どおり所期の目的を達し得た。
ムの導入	点から、入札手続をインターネット上で行うシス	(2,000 万円以上の建設工事	В	《実績》建設工事:51 件/195 件
	テムの一部運用を行う。	及び 1,000 万円以上の工事関		業務委託: 7件/47件
		連業務委託)		
2 . 発注者別評価項	・建設事業者を的確に見極め評価するために、次回	・他自治体における導入状況の把		・予定どおり所期の目的を達し得た。
目の確立	平成 25・26 年度受付のための新たな発注者別評価	握、検討(今年度中)	В	
	項目の検討を行う。	・新たな評価項目の公表 (H24 年	Ь	
		4月)		
3 . 総合評価落札方	・価格と品質の両面で優れた工事であると同時に、	総合評価方式の対象とする案		・予定どおり所期の目的を達し得た。
式の試行的導入	環境への配慮、維持管理費の削減といった多様な	件数:1,000万円以上の工事の		《実績》建設工事:16 件/76 件(21.05%)
	ニーズを満たした工事が求められて来ているた	うち、概ね 20 パーセントを目		
	め、平成 19 年度から導入した総合評価方式の試行	標とする。	В	
	的運用の対象件数を増加させる。	・平成 21 年 10 月より導入した工		
	・評価項目を充実させるため、新たな評価項目の追	事成績評定を評価項目の一つ		
	加・検討を行う。	として追加する。		
1 . コンビニ収納の	・軽自動車税について納入しやすい環境整備を図る	・市民の利便性と納期内納付率の		・納期内納付率において平成 22 年度に比べて 4.3%の上昇となっており、また、納期内 20 日以
運用開始	ため、土日・休日や夜間も納付できるコンビニエ	向上を図る。(今年度課税分か		内に発送する督促状についても発送枚数で 1,693 枚、率にして 21.9%の大幅な減少となって
	ンスストア収納を始める。	ら運用開始)	Α	ເາຣ.
				・さらに納付金額に占めるコンビに納税の割合も 27.8%と口座振替による納付金額とほほ同じ
				割合になり、市民の間に充分浸透したものと思える。
2 . 滞納繰越分の外	・滞納繰越となっている税金を、徴収に関する専門知	・滞納処分の強化		・平成 23 年度においては予定通り移管した。現在のところ、滞納繰越分の徴収率について 4%
部移管	識や実績の豊富な租税債権管理機構 (中讃広域)へ、	・現年度新規滞納者への対応強化		以上向上しており、ある程度の成果が表れている。なお更なる成果をあげるため、中讃広域に
	平成 23 年度から平成 25 年度までに全て移管し、徴		Α	おける徴収体制の強化を図る必要がある。
	収の増額を図る。また、市職員は、現年度分の徴収			
	に重点を置き、滞納者を増やさないような体制を構			
	築する。			

- 1 丸亀市自治基本条例:丸亀市の自治の進展を図るために、市民の権利と責務、議会・行政の責務、市政運営の基本的な事項などを定めた市の最高規範となる条例で、国でいえば憲法と同じような位置づけにあるとい えます。この条例は、平成 18 年 10 月から施行されています。
- 2 丸亀市総合計画:丸亀市では平成18年9月に「丸亀市総合計画」を策定(平成19年度からスタート)し、将来市の進むべき方向とそれを実現するための具体的な取組を明らかにしています。総合計画は、基本構想 (計画期間:10年) 基本計画(計画期間:5年) 実施計画(計画期間:3年、毎年度見直し)の3層で構成されています。
- 3 定住自立圏構想:中心市(一定の要件を備え「中心市宣言」を行った市)とその周辺市町村が1対1の協定締結を積み重ねることにより圏域を形成し、お互いに連携・協力のもと圏域全体の暮らしに必要な機能を整 備していく制度です。

【基本目標 】 地域での見守り活動の見直し

小地域において高齢者や障がい者、子育てに悩む人など援助を必要としている人に対し見守り、声かけなどを行い、行政との連携のもと地域で支えあう環境づくりを進めます。

【基本目標】 保育所の耐震化及び民営化等の推進

保育所の耐震補強工事を計画的に実施するとともに、統廃合・民営化を推進します。

【基本目標 】 子育て支援の推進

子育て支援サービスの充実と体制整備を進めます。

【基本目標 】 高齢者施策の充実

高齢者総合相談受付連携の充実及び老人福祉事業・介護保険事業の円滑な実施を図るため第6次高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画を策定します。

【基本目標 】 各種検診等の充実

各種検診等を充実させるとともに、「健やか まるがめ 21」の後期計画策定により、市民の健康増進に努めます。

【基本目標 】 救急医療体制の充実

救急医療体制の充実を図るための支援をします。

《重点的取組事項》 進捗 基本 所見 取組事項 具体的内容 個別目標 目標 結果 1.福祉保健推進委 ・関係団体(社協、コミュニティ、民生委員等)と一・それぞれの関係団体や構成委員 ・7 月に要綱を改正し、名称を福祉保健推進委員から福祉協力員とし、福祉に特化、構成員も 民生委員、福祉ママ、コミュニティ推薦者とした。 員による地域での見 制度のあり方を協議することにより、制度の内容 の役割の明確化 守り活動の見直し、 を見直す。 ・新聞社との協定により、新聞配達時に異変があれば知らせてもらうシステムやメール機能を 充実 使い徘徊高齢者等の情報を共有するシステムを開始し、地域での見守り支援体制の充実を図 った。 ・地域福祉の推進を図る団体である社会福祉協議会と福祉協力員との情報交換会を小地域ごと に順次開催し、日頃の見守り活動をする上での問題点の共有化を図った。 ・民生委員がもっていた一人暮らし等の個人情報を希望される方については、同意を求め、地 域で情報を共有できるようにした。

1.保育所施設の耐震補強及び統廃合・ 民営化の推進	・保育所施設の耐震補強等工事を計画的に施工する。・保育所の統廃合、民営化を推進する。	・塩屋保育所、金倉保育所、(仮称)城北保育所の改築工事・富熊保育所の耐震補強工事・青ノ山保育所の耐震補強工事実施設計・統廃合・民営化の対象園へ具体的説明会を実施	С	・塩屋保育所、(仮称)城北保育所の改築工事、富熊保育所の耐震補強工事及び青ノ山保育所の耐震補強工事実施設計については計画どおり完了した。 ・金倉保育所の改築工事については、埋蔵文化財発掘調査等により保育所工事の着手が当初計画より約3ヶ月遅延したため H24 年度に繰越すこととなった。 ・統廃合・民営化の対象園への具体的説明会の実施については、塩屋保育所と塩屋北保育所の統廃合民営化に傾注したため、他保育所への説明会の頻度が低くなったが、今後は「子ども・子育て新システム」等の動向を注視しながら計画を推進する。
1 . 発達障害児の支 援体制を確立	・教育委員会、福祉課、健康課等との連携及びNP Oとの協働により、発達障害児とその保護者に対 する支援を行う。	・保・幼・小・中学校すべてで巡回カウンセリングの継続・NPO法人との協働による支援	В	・保・幼・小・中学校すべてで巡回カウンセリングを実施した(保 51 回、幼小中 99 回)。 ・N P O 法人との協働による支援は、子どもとその保護者への相談事業や情報交換の場の提供、 保育士・教員への勉強会開催等、NPO との協働により計画通り支援ができている。
2.保育所特別保育 事業等の計画	・ゼロ歳児保育、一時保育、延長保育、休日保育を実施する保育所の増加を図る。	・新塩屋保育所民営化によるゼロ 歳児保育、一時保育、延長保育 等の実施計画	В	・民営化への移行を前提として、市立塩屋保育所で H23 年 12 月からゼロ歳児保育を開始し、待機児童解消につながった。 ・社会福祉協議会により民営化された私立しおや保育所において、H24 年 4 月からゼロ歳児保育、一時保育、障害児保育等を開始することとなった。 ・保育士不足により休日保育が実施できなかったふたば西保育所が、保育士を確保して再び実施した。
3. 1地域子育て 支援拠点事業(ひろ ば型)の拡充	・平成 22 年度にNPOにおいて設置された地域子育て支援拠点(ひろば型)を、平成 24 年度において2 箇所増設できるよう関係団体等との協議を進める。	・NPO法人等に委託して 2、3 箇所目を 24 年度に設置	В	・既存 NPO 法人による地域子育て支援拠点(ひろば型)の委託事業を継続実施しつつ、拠点拡充に向けての協議を関係団体と重ね、H24 年度は拠点を 1 箇所(飯山地区)増設することになった。
4 . 2 ファミリ ー・サポート・セン ター事業の充実	・平成 22 年度に設置されたファミリー・サポート・センターの会員を増加し、活動を活性化する。	・登録会員の倍増を図り、活動機 会の拡充に努める。	С	・活動件数は前年度 151 件から H23 年度 627 件と増加しており、制度も浸透しつつある。 ・会員登録数も H22 年度 146 名から H23 年度 285 名と倍近く増加したものの、目標としていた会 員登録数 (600人)には達しなかった。
1 . 高齢者総合相談 受付連携の充実	・民生委員、老人介護支援センターなどと高齢者総合相談を身近に効果的な対応をするために連絡研修会を設ける。	・連絡研修会の開催	В	・高齢者に関する窓口の連携を図るため、各地区の民生委員等が参加しロールプレイなどの手法で実践的な研修を年4回実施した。 ・その結果として、研修会の参加者同士、顔の見える関係作りができ、連携が図りやすくなる等の成果を得た。また、高齢者からの相談への対応について、初回面接から専門機関との連携等、一連の相談過程において、スキルアップが図れた。
2.第6次高齢者福祉計画及び第5期介護保険事業計画の策定	・老人福祉法に基づき、老人福祉事業の供給体制の確保 に関する計画を策定する。 ・介護保険法に基づき、3年を1期とする介護保険事 業計画を策定し、介護給付・地域支援事業量の見込 みとその見込量の確保方策等必要事項を定める。	・第6次高齢者福祉計画の策定 ・第5期介護保険事業計画の策定	В	・丸亀市福祉推進委員会を計6回開催し、委員会において活発な議論をいただき、平成24年3月に計画を策定した。 ・予定どおり高齢者福祉施策の確保に関する計画、介護給付・地域支援事業の見込みとその見 込量の確保方策等必要事項を定め、第5期計画期間(H24~H26)における介護保険料を決定 した。
1 . 妊婦健康診査の 助成の継続	・母体や胎児の健康確保のためには、早期に適切な保健指導を受けることが大切であり、助成券の交付により、妊婦の経済的負担を軽減する。	・14 枚の助成券交付を継続 受診票利用率:100%(H21: 80.6%)	В	・14 枚の助成券を交付することによって、妊娠届出の時期が早くなり、ハイリスク妊婦への早期介入ができるようになった。また、妊婦に対する経済的支援により、十分な妊婦健診の受診に繋がり、安全で安心な妊娠・出産ができるなどの効果が見られる。

2.がん検診受診率の向上	・集団がん検診の開催日程に土曜日・夜間を追加し、 より多くの検診を組み合わせることにより、働く世 代が受診しやすい条件を整える。	・子宮がん検診の若年層受診者の 掘り起こし 受診率:30.0%(H22:23.2%)	А	・集団検診の開催日に土曜日と夜間を追加し、複合健診としたことで受診者数が増加した。 ・乳がん・子宮がん検診は、各コミュニティ、保育所・幼稚園、関係団体(ソロプチミスト) 企業(スーパー・生命保険会社・うどん店等)と連携して啓発活動を行った。さらに、 5クーポン券対象者や受診年齢(20歳)に達した人への受診勧奨を行ったことで、受診者数の増加に繋がった。
3.予防接種の充実	・子宮頸がんの発生を予防するため、未成年者を対象にワクチン接種をする。 ・ 3 ヒプワクチン・ 4 小児用肺炎球菌ワクチンの接種により、小児の髄膜炎等の重篤な感染症を予防する。	・ワクチンの接種率を上げる 接種率:85.0%	В	・子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンは高額で個人では接種しに くいワクチンであったが、県補助金を活用し、全額公費助成をすることにより、接種率を上げ ることができた。
4 .「健やか まるが め 21」の中間評価と 後期計画の策定	・「健やか まるがめ 21」の中間年度にあたり、市民 の健康づくりの現状を中間評価し、計画内容を見直 す。	・後期計画の策定・市民への周知を図る	А	・「健やか まるがめ 21」後期計画では、前期計画を評価し、母子保健施策や食育推進計画を加えたことにより、充実した計画となった。計画策定を機に庁内会議を立ち上げるとともに、関係団体等との連携を強めることもできた。計画のダイジェスト版を全戸配付したので、今後の推進活動に繋げていきたい。
1.入院治療を必要 とする救急医療を担 う病院(第二次救急 医療機関)の充実		・香川県(医務国保課)への要請・運営補助金の増額	В	・中讃医療圏の3市5町で圏域内の二次救急医療体制を維持するため、参加5病院に運営費の補助を行っているが、他の医療圏に比べ補助額が少ないことから、圏域では1病院当たりの補助金を増額した。 運営費14,372千円(うち丸亀市5,363千円) 22年1月の香川県地域医療再生計画により、香川労災病院がICUを10床増床するため、救急棟の建設に着手している。

- 1 地域子育て支援事業(ひろば型): 乳幼児(おおむね 3 歳未満の子)と保護者を対象とし、子育て家庭の親とその子どもが気軽につどい、相互交流をする場です。育児不安について相談や子育てについて情報提供を 行います。
- 2 ファミリー・サポート・センター事業:児童(6 ヶ月から小学校 6 年までの子)の保護者で子育ての援助を受けたい人と、援助を行いたい人が会員となり、子育てについて助け合う活動です。援助の内容は、 保育 所・幼稚園又は小学校の開始前又は終了後の預かり 保育所・幼稚園等への送迎 学校の放課後や放課後児童クラブ終了後の子どもの預かりなどです。なお、利用料金(1 時間 700 円 + 実費)が必要です。
- 3 ヒブワクチン:ヒブ(インフルエンザ菌 b 型)は感染症のなかでも重篤な細菌性髄膜炎(細菌が脳や脊髄を包む髄膜の奥まで入り込んでおこる病気)を引き起こし、乳幼児が発症すると治療を受けても死亡や重い後 遺症が残る場合が多い。ワクチンは世界 100 カ国以上で接種され、日本では平成 20 年 12 月に認可されています。
- 4 小児用肺炎球菌ワクチン:ヒブと合わせて細菌性髄膜炎の90%を占める原因菌で、ワクチンは平成22年2月に認可されています。

<u>部 長:笠 井 建 一</u>

《平成23年度の基本目標》

【基本目標 】 協働の推進

市民の自治活動であるコミュニティ活動と市民公益活動を促進するため、活動の主体であるコミュニティやNPO法人、ボランティア団体などの支援を進めるとともに、協働により事業に取り組むことのできる 環境を整えます。

【基本目標 】 地域公共交通の活性化

市民の日常活動に必要な生活交通としての陸上交通(JR、琴電、コミュニティバス、タクシー等)と海上交通(離島航路等)の活性化を図るため、地域公共交通総合連携計画に基づき、コミュニティバス利用 促進や航路存続のための補助航路船舶の建造を進めていきます。

【基本目標 】 地球温暖化の防止

環境にやさしい新エネルギーの利用と省エネルギーを推進し、地球温暖化の防止に取り組みます。

【基本目標 】 適正なごみ処理、リサイクル社会の推進

市民と行政が協働して、環境美化、循環型社会の構築を目指します。

【基本目標 】 効率的で快適な窓口システムの構築

多様化する住民ニーズに対応していくために、効率的で快適な窓口システムを構築します。

【基本目標 】 医療費の適正化

医療費の適正化等の措置を全庁的な取り組みによって推進し、国民健康保険事業の運営の安定化を図ります。

【基本目標 】 市民体育の推進

市民の健康増進と豊かな人間関係の構築のために、各種団体と連携し、スポーツに親しめる環境をつくり、地域に根差したスポーツを推進します。

【基本目標 】 香川丸亀国際ハーフマラソン大会の開催

今後、より参加者にとって楽しんでもらえる魅力ある大会になるよう、また、丸亀市を全国にPRできるような大会にしていきます。

			《重点的取組事項	»	
基本目標	取組事項	具体的内容	個別目標	進捗 結果	所見
	1 . 各種補助事業の 活用による団体の活 動支援	・自治体をはじめ、様々な団体が行っている補助事 業等の活用や情報提供を行うとともに、必要に応 じて助言を行う。	補助事業活用件数:5 件	В	・市の補助事業として 5 件、その他様々な団体の補助事業をホームページ等で周知した結果、7 件の事業に活用。
	2.協働事業の見直 しによる事業の活性 化	・ 1 提案公募型協働事業の実施期間等を見直すとともに、市からの提案による協働事業に取り組む。	提案公募件数:3 件 市提案件数:3 件	D	・提案公募は、応募要綱を見直して活用しやすくして募集したが、今年度は応募がなかった。 ・提案公募の状況を見て、モデル的に市提案を募集したところ1件の協働事業に取り組めた。
	1 . コミュニティバ ス利用促進	・4 月 1 日の路線及び時刻改正について、乗降調査 や聞取り調査を行うとともに、コミュニティの行 事等に利用できるよう P R し、コミュニティと連 携して利用促進を図る。	コミュニティへの P R活動等:17 回	С	・平成23年5月、平成24年2月に乗降調査を実施。その結果や今後の継続的な調査結果に基づいて利用者の傾向を把握したうえで、コミュニティへの利用促進の働きかけに役立てていきたい。また、平成23年度は、スポーツ観戦のための利用案をコミュニティに提案することにより、利用促進を行った。十分な効果は得られなかったものの、今後もコミュニティバスの利用促進につながるような仕掛けづくりを行っていきたい。
	2 . 補助航路船舶の 建造	・日常生活を支える航路の存続を図るため、効率的な 運航を目指した検討を行った上で、補助航路船舶の 建造を進める。	年度内進捗率:100%	В	・しわく丸は、当初の予定より遅れたが、平成 24 年 2 月 21 日に就航した。
	1.環境にやさしい 事業所登録制度の推 進	・環境にやさしい取組を実践する事業所の登録を推進し、 環境に配慮した事業活動を実施してもらい、CO2排 出量の削減に取り組む。	登録件数:150 件	В	・平成 22 年度の目標達成状況は、エコリーダー登録事業所の 88%が目標の 80%以上を達成、エコハート登録事業所の 96%が目標の 60%以上を達成した。登録件数は 162 件で目標件数を上回った。市内事業所における環境負荷を低減するための取り組みを継続して実施する。
	2 . 住宅用太陽光発電システム導入促進	・太陽光発電システムの普及促進を行うことで、クリーンエネルギーの利用の推進と市民の環境意識の高揚を図り、地球温暖化防止に寄与する。	設置件数:120 件	A	・3年ぶりに補助事業を再開したところ、5月10日の受付開始から1カ月で予算枠の1800万円に達した。平成23年度の補助設置件数は138件であった。クリーンなエネルギーに市民の関心は高く、更なる普及拡大を支援する補助制度は地球温暖化対策の効果につながる。
	3 .「緑のカーテン」 の普及	・ゴーヤやアサガオなどのつる性植物の種を配布して「緑のカーテン」づくりを推進する。・楽しく気軽に育てるだけで地球温暖化防止に役立つ「緑のカーテン」を積極的にPRする。	設置件数:600 箇所 (H22:546 箇所)	В	・平成 23 年度の設置件数は 507 カ所で、種の配布件数であり、前年に収穫された種やご近所等から分けてもらった種を利用した参加者もあることから、実際に取り組まれたカ所は目標よりも多いと推測している。今後は更に収穫した種等を利用し、地域間の輪が広がるような取り組みを行いたい。
	1.資源ごみの盗難防止	・資源ごみの持ち去り事案に対応するため、「丸亀市資源ごみ持ち去り防止要綱」(平成21年12月1日施行)に基づき、資源ごみの盗難防止に向けての取り組みを一層推進する。	・コミュニティ等との連携・監視パトロールの実施・資源ごみステーションに持去り 禁止看板を設置	С	 ・資源担当による早朝の監視パトロールを継続して実施し、地元ステーションの当番の方との情報交換を行った。 ・資源リサイクル事業推進協議会を通して持ち去り対策として、早朝に出すようお願いし、併せて持ち去り情報の提供をお願いした。 ・今年度は新たな看板の設置申請はなかった。今後、持ちされやすいステーション対して看板設置を提案していきたい。

2.不法投棄ごみの防止	・コミュニティ組織やごみ減量等推進員と連携して、 不法投棄の監視を強化し、未然防止に努める。	・コミュニティへの周知 ・監視パトロールの実施 ・不法投棄場所等に看板等を設置	В	 ・各コミュニティに委嘱しているごみ減量等推進員と連携して情報を共有し、コミュニティ単位での監視を強化した。 ・6 月広報に不法投棄監視ウィーク(5/30~6/5)について掲載し、監視パトロールを強化して実施した。 ・不法投棄の多い場所に、申請に応じて看板を設置した。(57 枚設置) ・不法投棄数 平成23年度840件(平成22年度1248件)
3.ごみの発生抑制や排出抑制を推進	・市民に対して発生抑制に重点を置いた 23R(リデュース、リユース、リサイクル)を推進する。	・生ごみ処理機の利用促進 設置件数:200件 ・ごみの分別や発生抑制の啓発と ごみの処理等の情報公開 広報掲載:3回 ・環境教育の充実(出前講座・職 場体験・施設見学の実施) 年間実施回数:12回	С	・生ごみ処理機設置件数(電気式38件、容器41件、計79件) ごみカレンダー、ホームページ、広報8月・2月号に掲載してPRをした。設置促進のために、平成24年度は処理機3台を無料貸出するモニター制度を設けて更なる普及を図る。 ・広報掲載(3回) 8月・・ごみ分別について、生ごみ処理機の補助、11月・・小型家電回収、オートバイのリサイクル、2月・・蛍光灯の資源化、市のごみ経費・量の状況、生ごみ処理機補助・環境教育実施回数(11回) 出前講座(2回) 職場体験(1高校、2中学校) 施設見学(6小学校)
1.市民課窓口の効率化と市民目線での応対	・窓口環境の改善により、業務の効率化を図るとと もに、親切・丁寧・的確をモットーとした市民目 線での応対に努める。		В	 ・窓口環境の改善については、年度当初及び年度末において、派遣職員が窓口証明発行業務を、正規職員が届出受付業務を担当するよう対応窓口を分け、各々が集中して対応することにより、繁忙期に件数が増加する住民異動届、及び住民票・戸籍等証明発行について来庁者の待ち時間の短縮を図ることができ、窓口業務を円滑に遂行できた。 ・各種証明書の交付申請書の一本化については、来庁者に証明発行の手続について案内する場合にも、申請書別に色分けしていることが年齢を問わず非常にわかりやすいため、一本化せず、現状のままとした。
1.国民健康保険事業運営安定化計画に基づき医療費を削減し、地域差指数を改善	・ 3 特定健康診査及び特定保健指導の効果的・効率的な実施による糖尿病等の生活習慣病の予防対策に努めることにより、中長期的な医療費増加の抑制に努める。 ・香川県の「 4 医療費適正化計画」の実施に併せ、本市における 5 後発医薬品の使用促進策を積極的に推進していく。 ・レセプトの電子化に併せた点検の充実強化により、不正請求・過剰医療防止による医療費適正化に努める。	受診率の向上策の策定 ・国民健康保険加入全世帯へ後発 医薬品使用推進の周知徹底	С	・特定健診、特定保健指導の受診率については、毎年様々な取り組みを行っているが国の目標値は達成できない状況にある。 (特定健診受診率)H20 H21 H22 H23 H24 目標 30.0% 40.0% 55.0% 60.0% 65.0% 実績 32.8% 33.2% 34.0% (これまでの取り組み) 平成 21 年度 ~ 特定健診受診者全員に追加健診を無料で実施。 特定健診の実施期間を延長して実施。 平成 22 年度 ~ 集団健診を実施。(ひまわりセンターで 2 日間) 平成 23 年度 ~ 集団健診を実施。(ひまわりセンターと飯山地区の 3 日間で実施。また、当日はがん健診を同時に実施。 平成 24 年度 ~ 健診期間を 6 月 1 日から 10 月 31 日に延長して実施し、集団健診場所を飯山地区から綾歌地区に変更予定。 ・後発医薬品差額通知については、平成 24 年 2 月発送予定であったがシステムの不具合により平成 24 年 5 月発送予定になった。(これまでの取り組み)

			В	平成 21 年度 ~ 後発医薬品お願いカードが入ったパンフレットを作成し関係各課窓口で配布。 平成 22 年度 ~ 後発医薬品お願いカードが入ったパンフレットを国保加入者全世帯に配布。 平成 24 年度 ~ 後発医薬品に切り替えた場合の自己負担額差額通知を発送予定。 ・レセプト点検については、従来より医療費適正化の観点から業者委託で実施しており、平成22 年度からは歯科と高額を点検項目に加え点検枚数、点検人員の増等により充実強化を図った。 なお、平成 24 年度以降については、レセプトの電子化に併せ、レセプト 2 次点検についても国保連合会に委託して実施する。 また、整骨院等の不正請求防止策として、新たに療養費に係るレセプト点検を実施する。
1.市民体育の推進	・生涯スポーツ人口の拡大と市民の体力向上や健康 増進を目標として、地域に根差した市民体育を推 進する。・各種団体と連携を図り、スポーツに親しめる環境 をつくる。	称)の策定 (「丸亀市生涯学習 推進計画」の検証と市民ニーズ		・「丸亀市スポーツ振興ビジョン(仮称)」策定のため、市民3,000人(無作為抽出)に対しスポーツ・レクリエーションに関するアンケート調査を実施したが、各地区コミュニティや体協支部、スポーツ少年団等の団体に対する聞取り調査ができなかった。 ・各種団体との連携が不十分であった為、従来どおりの実施時期や事業内容となり、改善が図れなかった。
1.香川丸亀国際ハーフマラソン大会の開催	・県内最大のスポーツイベントとして開催し、市民が参加し、応援することにより、スポーツに多くの関心を持っていただき、より一層「健康づくり」への意識を高める。		А	・今大会よりレース状況について全国生放送を開始した。 ・チャリティーイベント(オークション、募金等)を実施し、桃・柿育英会東日本大震災遺児育 英資金に義援金を寄付した。 参加者数:12,715人

- 1 提案公募型協働事業:市民生活や地域に存在する様々な課題の解決や、市民ニーズに沿った公共サービスの提供を図るため、市民活動団体から特性を生かした事業案を募集します。
- 23R:環境と経済が両立した循環型社会を形成していくためのキーワードです。以下の3つの言葉の頭文字をとっており、上から順番で、優先的に取り組みを進めていくことが必要とされています。

Reduce(リデュース)・・・廃棄物の発生抑制

Reuse(リユース)・・・再利用

Recycle(リサイクル)・・・再資源化

- 3 特定健康診査及び特定保健指導:メタボリックシンドロームの発生リスクが高い対象者を早期に発見し、生活習慣の改善により、生活習慣病の発症と重篤化の抑止を図り、医療費の削減に結びつけることを目的に実 施されています。
- 4 医療費適正化計画:医療費の伸びを抑制するため、国と都道府県が策定する医療費の抑制計画のことです。計画は、国が基本方針を示し、これを受けた都道府県が具体的な適正化計画を作ります。
- 5 後発医薬品:これまで使われてきた医薬品の特許が切れた後に、開発会社以外の製薬会社から同等の品質で製造販売される医薬品のことで、ジェネリック医薬品とも呼ばれています。一般的に、開発コストが大幅に 抑えられるため、低価格であり、医療費削減策として国が使用促進しています。

【基本目標 】 1 中心市街地の活性化

中心市街地における定住人口の増加を図るとともに、地域資源の活用により街なかのにぎわいを創出します。

【基本目標 】 都市景観の形成

景観法に基づく景観施策を実施し、積極的な景観形成の推進を図ります。

【基本目標 】 耐震改修の推進

建築物等の計画的な耐震診断、耐震改修を促し、もって大地震による建築物の倒壊等の被害から市民の生命、財産を守ります。

【基本目標 】 公園の整備

生活環境の向上、自然環境の保全を目的とした都市公園を整備します。

【基本目標 】 緑化の推進

二酸化炭素削減、生態系保護を目的とし、市民との協働により緑化を推進し、緑地の保護育成を進めます。

【基本目標 】 道路の整備

さぬき浜街道の全線4車線化と周辺道路の早期完成を図るとともに、生活道路としての市道の適正な維持管理に努めます。

【基本目標 】 災害に強いまちづくりの推進

港湾等施設の高潮対策事業、排水施設及び排水路等の整備を促進するほか、港湾・漁港施設の適正な維持管理に努めます。

【基本目標 】 適正な市営住宅の管理

必要に応じて計画的に市営住宅の補修事業を実施します。

《重点的取組事項》 進捗 基本 取組事項 具体的内容 個別目標 所見 目標 結果 ・アンケート結果の分析に不測の時間を要し、市民への報告が遅れてしまった。しかしながら、 1.まちなか定住・ ・まちなか定住ビジョンをすり合わせながら、市職員、 ・まちなか定住促進、地域活性化 中心市街地活性化 商店街、 2TMOなどを中心としたワークショッ 推進に関するアンケート結果 大学教授による、地域活性化と街なか定住促進に関する講演会を開催することができ、住民に を受けて、学生・教授によるフ プを開催し、街なかの居住を推進する方策を検討す 分かり易く、街なか定住促進のビジョンを共有することができた。今後も、官学連携のもと、 るとともに、TMO推進協議会を中心に、各種イベ ィールドワークを実施し、定住 地域住民の意識改革を行うとともに、街なか定住促進対策について調査を実施する。 ントを通じた中心市街地の活性化を図る。 のビジョンを策定(6~10月) ・また、高齢者優良賃貸住宅の認可申請の受付実績はなく、今後は補助制度の改善、もしく ・ 高齢者優良賃貸住宅の建設補助 は廃止を検討する。 の P R (広報 P R)

		・丸亀お城まつりの開催(5月) ・まるがめ婆娑羅まつりの開催(8 月)		
2.こんぴら湊 - 丸 亀街道の活用	・金毘羅街道(3丸亀街道)とその周辺に点在する 歴史的遺産を活かし、市民の意見を反映しながら一 体的な整備を進める。	・市民とのワークショッップの開催(5~12月) ・社会資本整備総合交付金事業において、部分的な道路整備、案内看板設置、キャラクターデザイン業務委託等を実施・歴史・食・文化を活用した関係各課の連携	В	・地域コミュニティとのワークショップを実施し、その中で市民の意見を聞くことができ、効果的に事業の実施ができている。また、ハード事業だけでなくソフト事業についても、積極的関 取り組み、金毘羅街道の PR に努めるとともに、社会資本整備総合交付金事業の活用により、 道路整備等、効果的な事業の実施を行っている。 ・また、今後は事業のフォローアップを行い、事業に対する検証を行っていく必要がある。 ・今後は、よりいっそう歴史・食・文化を掘り起こし活用していく。
1 . 良好な都市景観 の形成	・自然環境と歴史的・文化的環境を生かした景観形成 ガイドラインにより、改正条例の運用を開始する。	・全部改正の丸亀市景観条例につ いて、啓発期間を経て施行(10 月)	В	・昨年度、10 月に丸亀市景観条例施行、また、景観審査会の開催によって、より具体的な景形成に取り組めている。今後は市民の景観に対する意識の向上を図っていく必要がある。
1 . 耐震改修促進計 画の策定	・香川県、関係団体等と連携して、近い将来、発生が予想される大規模地震による住宅・建築物の倒壊等から、人的被害や経済的な被害を軽減するため、既存の建築物の耐震化を総合的、かつ計画的に促進し、地域の特性を活かした計画を策定する。	・丸亀市耐震改修促進計画の策定	E	・東日本大震災の後、国の中央防災会議が開催され、香川県においても地域防災計画が見直さた。今後は、丸亀市地域防災計画の変更、見直しを確認しながら丸亀市耐震改修促進計画 策定を行う。
2 . 民間住宅耐震対 策支援事業の推進	・地震に対する住宅の耐震性の向上を図り、市民の安全を確保するため、市内にある住宅の耐震対策をする者に対し、補助金を交付する。	・耐震診断補助(費用の2/3で上限6万円) 補助件数:100件 ・耐震改修補助(費用の1/2で上限60万円) 補助件数:10件	В	・補助申請については、年度当初の予定件数を大きく下回った結果となりました。今後は、香県等、関係機関と連携をとり、よりいっそう事業の PR に努めたい。 ・また、新たな支援制度についても、調査検討していく必要がある。
1 . 東汐入川緑道公 園の整備	・東汐入川埋立地の防災環境の向上を図るため、市 民との協働により公園を整備する。	・実施設計、基盤整備	В	・東日本大震災を踏まえ、津波発生時の避難場所を確保するなど、防災機能を有する公園整備 実施設計が完了し、一部基盤整備工事にも着手した。地元コミュニティや住民に対する説明 を開催し、これまでのワークショップや意見交換などを反映した整備方針に対し一定の理解 得られたことを確認した。
2.公園施設改修事業	・公園施設長寿命化計画に基づき、施設整備・改修を行う。	・公園施設の改築・改修	В	・亀山公園のからめて林便所、みその橋多目的便所を改築し、安全性が高まるとともに、女性幼児、高齢者、障害者が安心して利用できる施設となった。二の丸便所を解体し、史跡の適利用と安全性が改善された。
3.花と緑の名所公園づくり	・市民ボランティアやNPO、コミュニティとの協働 により、「花と緑の名所」となる新しいスポットを 整備する。	・花と緑の名所整備	В	・亀山公園のあやめ池の改修整備を行った。泥土が堆積する不安定な立地条件であったことかまで民等との協働による整備は実施できなかったが、今後の手入れなどで協力体制を構築しい。

4.総合運動公園整備事業	・丸亀市総合運動公園野球場を整備する。	・野球場整備実施設計を作成し、 野球場整備に着手	С	・埋蔵文化財調査が当初予定よりも期間を要したことから、野球場整備工事に着手できなかった。 野球場実施設計については、予定どおり完了した。
1.緑の基本計画に 基づくアクトプラン の実施	・地域にふさわしい安全で快適な街路樹を育成するため、現地調査、住民ヒアリングなどを踏まえ、維持管理マニュアルを策定する。・緑化ボランティア制度の検討	・維持管理マニュアルの策定 ・市民ワークショップの開催(10 月)	В	・当初、維持管理マニュアルの策定を予定していたが、市内街路樹の現況調査を実施したことにより、今後、現状に見合った具体的な維持管理マニュアルを策定したい。 ・緑化ボランティア制度の検討については、「綾歌森林公園」をモデルケースにしたワークショップを実施し、地元コミュニティやNPO、ボランティア、一般利用者などが参加した。 ・公園の将来像に対する意見やボランティアと行政の役割分担など今後の課題が共有できた。
1.さぬき浜街道の4車線化と周辺道路の整備	・平成25年度さぬき浜街道の4車線化全線開通に向けて事業を進める。・御供所地区埋立地の周辺道路を整備する。	・平成 25 年度 4 車線の開通に向けて工事の進捗・富士見町御供所町地区で工事の進捗	В	平成 24 年 2 月 20 日に暫定 2 車線が完成し供用を開始した。今後は、富士見大橋の撤去を進め 富士見大橋撤去後に横断歩道橋の設置工事や道路の改良工事を行い、平成 25 年度末の 4 車線 開通に向けて事業進捗を図る。また、周辺道路の整備は浜街道暫定 2 車線の供用開始に伴う整 備は完成した。今後は、平成 25 年度末の 4 車線開通に合わせて周辺道路の整備を行い、事業 進捗を図る。
2.街路土居城東土 器線(労災病院横南 北線)の整備	・救急医療体制整備の一環として、国道 11 号から労災病院までの都市計画道路を整備する。	・街路土居城東土器線の事業の進 捗	В	・国道 11 号から聖橋までの約 500m区間の詳細設計及び用地買収 1 件が完了した。今後は、聖 池東側の道路が狭隘な箇所の用地買収を行い、平成 29 年度末完成を目標に事業進捗を図る。
3.生活道路としての市道の整備	・緊急性の高いものから整備を進めるとともに、計画 的な道路の維持管理に努める。	・緊急性の高いものから整備を進 めるとともに、計画的な道路の 維持管理	В	・緊急性の高い道路の整備(特に舗装補修)を行い計画的な道路の維持管理を行った。今後は引続き整備予定路線を計画的に整備を行い適正な維持管理に努める。
4 . 橋りょう長寿命 化修繕計画の策定	・従来の事後的な修繕及び架け替えから、予防的な修繕などにより、橋りょうの長寿命化を図り、コスト縮減と安全性を確保するため、重要な橋りょうの「橋りょう長寿命化修繕計画」を策定する。	・橋りょう長寿命化修繕計画を策定	В	・橋長 5m~15mの橋りょう点検(62 橋)を行った。今後は、引続き橋長 5m~15mの橋りょう 点検(22 橋)を行い、平成 21 年度に策定した橋長 15m以上の橋りょう長寿命化修繕計画とを 合わせた橋長 5m以上の橋りょう長寿命化修繕計画の策定を行う。
1.港湾等施設における高潮対策事業の整備促進	・平成 16 年の高潮被害発生箇所において、港湾・漁港施設の高潮対策を進める。	・本島港(甲生地区) 小手島漁港において、事業を促進・青木港において、工事着手	В	・本島港(甲生地区)での高潮対策事業(護岸改良工事等)を完成した。 ・小手島漁港では、現在の計画区間の平成25年度迄の完成を目標とし、今後共継続した事業推進を図る。 ・青木港では、護岸改良工事に着手したほか、計画の早期完成を図るため、今後共継続した事業推進を図る。
2.排水路改修事業、 排水施設整備事業、 砂防改修事業の整備 促進	・排水路、排水ポンプ場・水門等改修や砂防改修を促進する。	・排水路の老朽化等による機能低下を改善・河川等への内水氾濫を低減するため排水施設を整備・土砂災害を低減するため流路工を整備	В	・排水路改修事業 中津町地内・中津下川遊水池の浚渫他、土器町西七丁目地内・旧清水川廃川敷等において排水 路改修工事を行った。今後共コストの平準化を保ちつつ継続した事業推進を図る。 ・排水施設整備事業 飯山町地内・東小川樋門、土器町東九丁目地内・安達三浦排水ポンプ場等において排水施設の 整備を行った。今後共継続した事業推進を図る。 ・砂防改修事業 広島町地内、立石・釜の越・青木他において、流路工の整備を行った。今後共コストの平準化 を保ちつつ継続した事業推進を図る。

3.港湾・漁港施設 の長寿命化計画の策 定	・港湾・漁港施設長寿命化計画を策定する。	・江の浦港において維持管理計画書を作成・福田漁港において機能保全計画書を作成	В	・維持管理計画書の作成 予定していた江の浦港維持管理計画書を完成した。計画未策定港湾については、早期の策定を目標とし継続しての事業推進を図る。 ・機能保全計画書の作成 予定していた福田漁港機能保全計画書を完成した。計画未策定漁港については、早期の策定を目標とし継続しての事業推進を図る。 長寿命化計画に基づいた、ライフサイクルコストを低減するための事業費確保が必要である。
1.市営住宅外壁等 の改修	・外壁・屋上の防水や設備等の改修を行う。	・外壁等の改修(外浜団地等)	В	外浜団地 1 棟 24 戸及び長友団地 3 棟 16 戸の外壁を改修。工期を含め計画どおり当該年度の事業 を完了。

- 1 中心市街地:商業や行政機能が集積し、都市の中心となる地域をいいます。少子高齢化やモータリゼーション(自動車が生活必需品として普及する現象)の進展により、丸亀市においても丸亀城からJR丸亀駅周辺 にかけての活性化が重要な課題となっています。
- 2 TMO:中心市街地の活性化に向けたまちづくりを進めるために、商業関係者などを中心に組織された機関です。
- 3 丸亀街道:金毘羅五街道(丸亀、多度津、高松、阿波、伊予・土佐街道)のうち最も栄えた街道で、丸亀市の太助灯籠から琴平町の高灯籠までの約12キロの道のりとなっています。

【基本目標 】 産業の振興

産業振興により地域の活性化を推進するための産業振興計画を策定し、諸施策の実施に取り組みます。

【基本目標 】 観光の振興

歴史・食・文化を活用した滞在型観光客の誘致に取り組みます。

【基本目標 】 文化・芸術活動を通じた生きがいづくり

既存文化施設を中心に市民を主体とした文化・芸術活動を推進し、あらゆる世代が生きがいを感じられるよう努めます。

【基本目標 】 農業の振興

農業の多様な担い手の育成・確保や集落営農の組織化・法人化及び 1農業者戸別所得補償制度の実施に向けて周知・支援に努めます。

【基本目標 】 つくり育てる漁業の推進

沿岸漁業や淡水漁業の健全な発展のため、重要稚仔などの放流事業等を継続して行ない、資源の安定確保を図ります。

【基本目標 】 土地改良事業の推進

土地改良事業を推進して農業の振興を支援します。

【基本目標 】 地籍調査事業の推進

地籍調査事業を推進して、土地をめぐる行政活動や経済活動すべての基礎データの整備に 取り組みます。

基本目標	取組事項	具体的内容	個別目標	進捗 結果	所見
	1.うちわの振興	・国の伝統的工芸品である「丸亀うちわ」の振興を図るため、直島のアンテナショップにおいて、丸亀うちわを国内外へ広く発信するとともに、アンテナショップの定着を図る。・老朽化したうちわの港ミュージアムの移設検討	催	В	・新しいうちわのデザインを追求するためFUNFAN展として、直島、栗林公園、市役所ロビー、百貨店等でうちわの展示を行った。また、FUNFAN展実行委員会からFUNFAN実行委員会へ組織変更し、うちわの製作技術指導等も含めて多角的にうちわの可能性を追求している。 ・うちわの港ミュージアムは、移設・統合の方向で関係団体と調整中(移設・統合については了
	2.雇用対策	・国の緊急雇用対策を活用し、雇用対策事業の継続と雇用対策連絡会議での情報収集を行います。	・国の緊急雇用対策事業(緊急 雇用創出事業・ふるさと雇用 再生事業)の活用	В	承。新施設の運営内容等について今後の課題)である。 ・緊急雇用創出事業では 15 事業 99 人を、ふるさと雇用再生事業では 6 事業 33 人を雇用。前年並み。

3.地元企業への活動支援	・地元中小企業の経営安定化対策を実施します。	・中小企業支援対策の更なる充実 (市中小企業融資等の保証料、 利子の補給)	В	・融資実績は年間37件、総額2億1122万円であり、例年並み。 ・企業訪問を行い、ニーズの把握や情報提供に努めた。
4 . 産業の振興	・地域独自の資源を最大限に活用し、地域に根ざした 産業振興施策の実施に努める。	・丸亀市産業推進会議の設置 ・丸亀市産業振興計画(仮称)の 策定	В	・平成23年7月に丸亀市産業振興推進会議を設置した。23年度は、産業振興基本計画策定に向けて、4回の全体会議と農水産業、商工業、地場産業・観光・新産業の3分科会をそれぞれ2回開催し、本市の産業における課題の抽出とあるべき姿の検討を行った。
1. 丸亀城や塩飽諸島などの活用	・現存する木造天守 12 城のひとつである丸亀城や風向明媚な塩飽諸島、丸亀市発祥の「骨付鳥」などを広くPRし、観光客をさらに誘致する。		Α	・観光開発事業により、観光丸亀を全国にPRすることで、大幅な観光客増につながった。
1 . 芸術鑑賞教室の 実施	・芸術鑑賞に係る学校、地域等への出前教室の実施 回数を増やし、あらゆる世代が一緒に芸術にふれ る機会を提供することで、豊かな感性の育成、世 代間・地域間交流を促進する。		В	・芸術鑑賞教室の実施により、広く芸術に触れる機会を提供することができた。
1. 2 認定農業者等の育成・確保	・農業経営改善計画に基づく指導・啓発を図りなが ら、農業生産の増大と共に地産地消など、時代の ニーズにあった経営の多角化に取り組めるよう、 担い手育成に努める。		В	・当協議会を中心に、担い手農家の経営改善方策について、指導啓発を行い認定農業者の育成確保に努めた。引続き当協議会を支援し認定農業者の掘り起しに努める。 実績:91経営体(目標:90経営体)
2.集落営農の組織化・法人化	・ 3 特定農業団体等の法人化に向けた説明会を行う。	・丸亀市担い手育成総合支援協議会の活用 ・法人化に向けた説明会の実施 (随時) 実施回数:20回 参加人数:200人	В	・当協議会を中心に、集落営農組織が法人化に向けた取組みを支援するため、研修会・視察研修を支援し、次年度での法人設立が実現可能となった。研修会開催:50回、延600人 先進地視察: 1回、延30人
3 . 農業者戸別所得 補償制度の推進	・農業者戸別所得補償制度の実施に向けた周知及び支援を行う。	・丸亀市農業再生協議会(仮)の活用・対象農家への啓発活動の実施(4月)啓発回数:1回周知対象人数:5600人	В	・当協議会を中心に対象農家への指導啓発を行い、水稲作付面積を配分し、戸別所得補償制度の周知を行った。本市の米の配分面積:1,457ha 米戸別所得補償制度加入面積:1,334ha
1.重要稚仔などの放流	・丸亀沿岸の海面や河川へ、重要魚種の稚魚等を放 流する。	・種苗や稚魚(クルマエビ・フナ等)の放流(5月~1月)放流数量:約1.8tクルマエビ漁獲高:約3t	В	・例年どおりアイナメに関しては5月下旬に、クルマエビは6月下旬に放流実施済である。 ・また、フナ等内水面の放流も11月初旬から1月下旬に実施済である。

1.農地・水・環境	・農業生産の基礎となる農地や農業用水をはじめ農	・農地及び農村環境の向上 答項		・この事業は平成 19 年度から 5 年間の予定で 31 組織が取り組んだ。また平成 23 年度から
保全向上対策	村の環境や美しい景観を、農業者のみならず地域	の適切な保管管理、活動計画に		・ との事業は十成 19 年度がら 5 年間の 7 定 C 51 組織が取り組がた。また十成 25 年度がら 始まった向上対策活動には 10 組織で取り組んだ。
体主门工划束			В	知みりに凹上対象/6型/には TO 組織で取り組化に。
	ぐるみで守り育てていく活動を支援する。	記載したすべての農地、施設に		
		ついて活動を実施		
2 . 農業施設の整備	・香川用水の再編整備や垂水地区の農道整備(県営)	・事業推進のため地元調整等		・香川用水・垂水地区農道については、垂水神社参道より西側は予定どおり進捗しているが、
	綾歌中部地区のほ場整備(県営)などを実施する。		С	東側については用地交渉が難航している箇所が存在し、計画農道整備の見込みが立ってい
				ない。綾歌中部椎尾地区については新規採択され平成 25 年度完成に向け事業を実施して
				いる。
3 . 香川用水土器川	・香川用水土器川沿岸国営農業用水再編対策事業のソ	・幹線水路の維持管理や土砂溜り		・事業実施地域でのワークショップにより景観親水機能の重要性を地域住民や農業者に理解
沿岸地区地域用水機	フト事業として地域用水機能の増進を図る。	の設置及びワークショップに	В	を深める活動を実施している。
能増進事業		よる景観親水機能の増進		
1. 地籍調査事業の	・丸亀市の全体面積 111.80k ㎡のうち旧丸亀市地区	・地籍調査の実施		・平成 23 年度は、事業着手の初年度であるため、全体事業計画の策定及び今年度の事業着
推進	63.75k m 、総筆数 136,000 筆について(換地処分	平成 23 年度実施予定		手の法手続きを済ませ 12 月までに一筆ごとの現地調査を終えた。10 月に地籍図根三角測
	地区は除く) 平成 23 年度から 20 年間(島嶼部 5	地域:垂水町の一部		量の検査を、1 月に地籍図根多角測量検査及び一筆地調査検査を終え、一筆地測量の後に、
	年間を除く)で地籍調査を実施する。	面積:0.31k m²		3月の市・県検査を終えた。
	旧綾歌町地区 27.15k ㎡及び旧飯山町地区 20.03k	筆数:700 筆		
	㎡については、既に完了している。			
	・地籍調査を推進、実施することにより、以下のよう			
	な効果が見込まれます。		В	
	土地境界を明確化			
	登記手続の簡素化・費用縮減			
	土地の有効活用の促進			
	公共物管理の適正化			
	災害復旧の迅速化			
	課税の適正化・公平化			
	システム化による多方面での利活用			
	ノヘノム心によるタ川山(い州泊川			

- 1 農業者戸別所得補償制度:農林水産省において、食料自給率の向上と農業・農村の活性化を目的に農家に対する「農業者戸別所得補償制度」が本格実施されます。水田・畑地の耕作面積等に応じて交付金が交付され ます。
- 2 認定農業者:自らの農業経営を計画的に改善するために「農業経営改善計画」を作成し、意欲のある農業経営者として市が認定した方をいいます。認定基準は、5 年後の計画に基づき試算した農業経営所得が概ね 600 万円、労働時間が 2,000 時間以内の計画を達成できる見込みがある方としています。
- 3 特定農業団体:地域の農地をまとまって利用する農作業受託組織で、5 年以内に農業生産法人となることを前提としています。この団体が地区内において一定の農作業の委託を受けることにより、農地の集積を推進 しています。

【基本目標 】 公金の保護の推進

公金については保護を第一義とし、全庁で連携して適正な保管及び運用を行うことを目標とします。

基本目標	取組事項	具体的内容	個別目標	進捗 状況	所見
	1.公金の保護対策	・一般会計(特別会計)の歳計現金及び基金並びに	・預金先金融機関の破綻などに備		・破綻の恐れのある金融機関等はなかったが、経済情勢は不透明なことから状況の把握に努め
	を全庁で実施	企業会計の資金及び基金について、全庁で今まで	え、関係部課で構成する会議を	_	た。状況の変化にすぐに対応ができるよう関係各課との連携を深め、公金の適正管理、保管、
		以上に連携した事務処理を行うことにより公金の	通して連携を深め、公金の適正	В	確実な運用に努めた。
		保護に努める。	な管理、保管を行うとともに、 確実な運用を行う。		
	2.正確かつ迅速な	・支出負担行為、支出命令等を厳正に審査し適正かつ	・適正な会計事務を遂行するた		・事務処理内容について見直すとともに、関係機関と協議して事務処理の改善を進めた。事務
	会計事務の遂行	迅速な執行に努める。	め、常に問題点を研究するとと		の簡素化についても新財務会計システム導入に合わせて進め、事務の適正処理について各課
			もに、総務担当者会などを通じ	В	担当者と協力して進めた。
			て情報の提供を行い、各課担当		
			者の事務能力の向上を目指す。		

【基本目標 】 ナイターレース開催による収益の確保

ナイターレースの開催により、全国的な市場の拡大を図るとともに、開催日の午前中の時間帯を有効に利用する営業展開を図り、収益を確保します。

【基本目標 】 施設改善による事業の継続性の確保

適正な資金計画のもと、老朽化した施設・設備の更新を図り、将来にわたる事業の継続性を確保します。また、競艇ファン以外にも集いの場となるような付加価値機能を有する施設整備を行ないます。

	"=\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\						
基本目標	取組事項	具体的内容	個別目標	進捗 状況	所見		
	1「まるがめブルーナイター」の全国発信と営業日数・時間の確保	・年間を通して、自場開催は全てナイターレースを 提供することにより全国規模での市場拡大を図 る。 (H22 ナイターレース売上等実績) 総売上額約640億6千万円のうち、 自場87億9千万円、電話投票243億3千万円、協力場309億4千万円 本場総入場者約42万3千人 ・積極的に受託販売を展開するなど、営業時間と日数を増加することにより、売上に対する固定費の圧縮を図る。 ・施設改善に要する資金調達並びに運転資金等の確保。	スの開催 ・場間場外発売を含め年間 300 日以上の営業展開 (H22:本場 268日、BP287日) ・経営安定化による一般会計繰出 金の確保 平成 23年度一般会計への繰出	В	・平成 23 年度の自場ナイターレースの開催日数については、平成 22 年度に東日本大震災の影響で開催できなかった 13 日分を平成 23 年度に追加開催したため、199 日の開催となった。 ・平成 23 年度の場間場外発売を含んだ営業日数は、本場が 302 日、ボートピアが 336 日で、両方とも目標の 300 日を上回る結果となった。 ・平成 23 年度の一般会計への繰出金については、当初予算分の 1 億円と平成 22 年度決算による剰余金処分として 4 億円を措置することにより、予定どおり合計 5 億円を繰り出している。 ・また平成 24 年度予算編成時点における平成 23 年度決算見込みでも、約 18 億円余りの純利益を見込んでおり、一般会計への繰出金は、本年度と同様に確保できると見込んでいる。 ・今後は、施設改善工事の資金計画も目処が立ってきたため、繰出金のルール化について検討を進める。		
	1.メインスタンドの全面改築	 ・営業を続けながら、メインスタンドや関連する発売機器のリニューアルを行い、将来的な事業の継続性と雇用の場を確保する。 ・外構整備については様々な意見を聴取し、ランニングコスト等を検討して付加価値機能を設計に反映する。 ・競走水面対岸の大型ビジョンの更新について検討を行う。 	・ " 電気設備工事・ " 空調設備工事・ " 給排水設備工事・スタンド周辺外構工事・審判、スタジオ関連機器新設工	В	・メインスタンド新築工事については、6月末の竣工に向けて、建築工事に合わせて電気、空調、 給排水の各設備工事も予定どおり進行している。また審判機器や映像などのスタジオ関連機 器の設置工事やスタンド周辺整備工事についても7月28日のオープニングレースに向けて進 めている。 ・大型ビジョンの更新については、平成9年に整備したもので15年が経過し、更新時期に来て いるが、資金計画上一連の施設改善工事が終わった平成26年度に行う予定である。		

【基本目標 】 水道事業の経営健全化

今後、大口需要家の水道離れや給水人口の減により給水収益が減少していく中で、施設の大規模改修が予定されており、経営状況の悪化が予想されます。平成 22 年度に策定した「中期経営健全化計画」(平成 23 ~ 27 年度) に基づき事業推進することにより、水道事業の経営健全化に努めます。

【基本目標 】 水道施設の整備・更新

平時はもちろんのこと、災害等の非常時においても、安全な水道水を市民に安定的に供給することが水道事業の使命です。水道原水の分散を図る「既存水源の有効利用」と、浄水施設の強化を図る「施設の耐震 化」「施設の整備更新」及び、老朽化した基幹管路の更新を図る「配水本管等の整備」を進めます。

【基本目標 】 水道事業の効率化

市民の料金負担で運営されている水道事業は、今後ますます厳しい財政運営が予想されることから、更なる経営の効率化が必要です。水道事業は浄水処理、給配水、料金徴収など市民サービスが様々ありますが、 水道台帳システムの構築など業務改善により、より良いサービスの提供を行います。

【基本目標 】 生活排水処理施設の整備

限られた水資源を有効利用することを目標とした下水管きょ等各施設の調査、改築工事を行い、処理水再生利用の基本検討を図ります。また、耐震基本計画に基づき下水道施設の震災時における機能確保のため 「施設の耐震化」を進めます。

【基本目標 】 水洗化率の向上

下水道工事が完了し、供用開始された地域の下水道への接続による、トイレの水洗化工事の促進を図り、水洗化率の向上に努めます。

基本目標	取組事項	具体的内容	個別目標	進捗 状況	所見
	1.中期経営健全化 計画に基づく事業推	・経営の効率化や大規模改修工事の年次計画等を盛り 込んだ中期経営健全化計画(H23~27)に基づき事	・計画の進捗管理を行い必要に応 じて、財政収支見通しの見直し	В	・平成 22 年度の決算に基づき平成 23 年度から 27 年度の年次計画を反映した財政収支を作成し、 平成 23 年度 10 月に収支見通しの報告を行うとともに、平成 23 年度決算見込みに基づき、平
	進	業推進する。	を行う。(翌年度9月に報告)	D	成 24 年度予算編成に反映した。
	1 . 既存水源の有効 利用	・既存井戸などからの、水道水用に取水することの協力依頼及び、既存自己水源の取水量増加が見込めるか、改修のための調査・検討を行う。			・清水浄水場集水埋管布設工事(800Aステンレス製有孔管 L=15.0m 布設) 清水浄水場取水施設改修に伴う水位調査業務委託(水文観測,断面二次元浸透流解析)は予定どおり完了し、冬季及び渇水期の土器川伏流水について、規定の取水量を確保することができた。

2.水道施設の耐震	・水道施設の耐震化実施計画に基づき、施設(浄水場、	・丸亀市浄水場		・丸亀市浄水場管理本管耐震補強等工事(土木建築工事一式,建築機械設備工事一式,建築電気
化	配水地等)の耐震補強工事を行い、耐震化を進める。	管理本館耐震補強工事(H25年		設備工事一式) 丸亀市浄水場高速沈殿池耐震補強等工事 (鉄筋コンクリート増打ちによる耐
		3月)	В	震補強,耐震補強に伴う機械設備の撤去復旧及び更新)の両工事とも、予定どおり工事は進捗
		高速凝集沈殿池耐震補強工事		した。
		(H25年3月)		
3 . 水道施設の整	・水道施設の電気計装、機械設備の更新実施計画に基	・丸亀市浄水場		・丸亀市浄水場管理本管耐震補強等工事(中央監視操作施設等移設一式,送水ポンプ設備更新一
備・更新	づき更新工事を行い、水道水の安定供給を図る。	原水流入弁、送水ポンプ及びポ		式,水質計器更新一式)は、予定どおり進んでいる。また、配水本管整備工事については施工
	・基幹管路(配水本管等)の更新を行う。	ンプ盤等更新工事(H25年3月)	В	延長 L=282mの成果を得ている。
		・配水本管整備工事(3月)		
		施工延長:200m		
1.水道台帳システ	・平成 24 年度の本格運用 (H22 ~ 23 でシステム構築)	・水道台帳システムの構築(配水		・予定通りの取り組みで、平成 23 年度でシステムが完成し、平成 24 年度から稼動している。
ムの構築	を目指し、旧丸亀市、旧綾歌町の未整備区域と旧飯	管・給水装置の調査とデータ入		・給水台帳と管網が有機的に結びついたシステムの完成により、膨大なデータの一元管理がて
	山町全域の配水管、市内全体の給水装置をデジタル	力、配管竣工図及び給水台帳の電	В	き、窓口業務の迅速化、正確な対応が図られ、期待どおりの成果を得ている。
	図化し、併せてそれらの資料・台帳の電子化を行う。	子化)		
		(3月完了)		
1.公共下水道管き	・詳細調査・設計に基づき管きょ等の改築工事を行い、	・管きょ改築工事		・管きょ改築工事を行い、老朽化した管きょ施設の延命化対策と浸入水等の防止対策として、
ょ改築工事の実施	延命化対策と浸入水等の防止対策の実施により、処	(H25年3月)	В	公共下水道改築更新工事 L =228m(300mm~700mm)を実施中であり、平成 24 年 5 月 31 日で
	理施設の負荷軽減を図る。	施工延長:220m	В	完成となっているが、概ね予定どおり工事は進捗している。
2.公共下水道施設	・公共下水道施設の耐震基本計画に基づき、管理棟以	・管理棟以外の浄化センター施設		│ │ ・管理棟以外の浄化センター施設について、予定どおり耐震診断を完了した。診断の結果、主
の耐震化	外の浄化センター施設の耐震診断を行い、耐震実施		В	 要施設において、土木、建築構造物等いずれかの項目で耐震不足が生じていることが判明し
	計画を策定する。	(3月)		た。
1 . 水洗化促進対策	・新しく供用開始された区域内に対し郵送による水洗	・水洗化率の向上		・接続率(水洗化率)の向上を図ったことにより、平成 23 年度末の接続率は、予定どおり公共
	化の指導を行うとともに、従来の供用開始区域につ	公共下水道の水洗化率:94%		下水道で 95.2%、農業集落排水で 86.2%となった。
	いては、促進強化月間を設けて戸別訪問等による水	(H22:93%)	В	
	洗化促進を行う。	農業集落排水の水洗化率:81%		
		(H22:80%)		
		1		

【基本目標 】 防災体制の強化

災害情報を円滑に伝達するため、 1防災行政無線施設を運用し、危機管理体制を強化するとともに、地域と行政が連携し地域防災力をさらに高めます。

【基本目標 】 消防力の強化

住宅用火災警報器の普及啓発や消防水利の充実、適切な消防車両の更新により、消防力を強化します。

			個別目標		
基本目標	取組事項	具体的内容		進捗 状況	所見
	1.危機管理体制の 強化	・防災行政無線の適切な運用と活用を図る。・交通騒音、風向等の天候状態により、サイレン音量が到達しにくい地域をカバーするため屋外子局を増設する。・市職員の災害対処能力の向上に努める。	・防災行政無線施設の保守、適正な管理運用と防災システムの習熟・屋外子局を3基増設・災害対処訓練の実施(参集訓練、状況付与による演習)	A	 ・台風時の注意喚起など防災行政無線の有効活用や防災情報システムの習熟を図った。 ・予定どおり、防災行政無線の屋外子局の3基増設を図った。 ・自衛隊、県警の参加をいただき、市職員の災害対処訓練を実施し、大災害を想定した現実的な災害対策本部活動の訓練に取り組んだ。
	2.地域防災力の強化	 ・自主防災組織の活性化を図る。 ・避難困難者の登録制度を活用する。 ・災害時の対処、応急手当等について、市民への普及・啓発を進める。 ・消防団員の確保。 	・自主防災組織が主体となった地域での防災訓練や啓発活動の実施 ・避難困難者の登録を推進・コミュニティ、学校、事業所等を対象に、災害時の対処方法や救命士によるAED等を用いた救命講習等を実施・平成25年度を目標に団員の定員確保を図る	В	・全コニュニティの自主防災組織が結成され、地域の特色を生かした防災訓練など、大震災を教訓とした防災意識の高揚を図った。 ・避難困難者の新規登録はあるが、死亡等により登録を外れる者もおり、全体の件数としては横ばいとなっている。 ・心肺停止等による救急出場で、現場に到着した時、応急処置を施されているケースが増えてきた。 ・消防団員の入団者はいるが退団者も同数程度おり、結果として団員数は増えていない。
	1 . 住宅用火災警報 器の普及啓発	・既存住宅への設置義務化が平成 23 年 6 月に施行となり、更なる設置促進に向けた普及啓発・広報活動。	 ・メディア等を利用した広報 ・研修会等での啓発 ・普及状況に関するアンケート調査の実施 火災警報器の普及率:60%(H22:51.4%) 	В	・広報(市広報誌、車両宣伝等)や、出前講座等各種機会を使って啓発に取り組んでいる。結果として、目標としていた普及率 60%を達成した (61%)。

2 . 消防水利の充実	・消防水利が十分でない綾歌町、飯山町の消火栓の改	・消火栓にかかる配水管の入替		・年度当初の計画に基づき、整備に取り組んだ。当初計画どおり完了。
	良及び拡張工事。	え、延長	В	
		消火栓の入替数:9基		
3 . 消防車輌の配	・消防車輌の使用頻度・車輌の損傷の程度及び更新年	・消防ポンプ自動車等の更新	_	・年度当初の計画に基づき、整備に取り組んだ。当初計画どおり完了。
備・更新	限を参考に、計画的な配備更新。	更新台数:2 台	В	
4 . 救急体制の充実	・高度化する救急業務(救命処置)に対応するため、	・救急救命士養成のため、職員を		・平成 23 年度は救急救命士を 2 名採用。また、年度当初の計画に基づき 1 名を研修所へ派遣し
	救急救命士を養成し救命率の向上を図る。	研修所へ派遣(1 名)	В	た。
		・救急救命士枠の採用の継続		

¹ 防災行政無線: 災害時・緊急時に電話回線が途絶えた場合でも通信回線を確保します。 大規模な火災、避難勧告、津波警報、緊急地震速報などの際には、災害情報を市内に設置したモーターサイレンなどで周 知します。また、学校などの避難所や病院など災害時の要援護者施設には戸別受信機を設置しており、災害時の緊急連絡などを放送します。 市や消防団の車両に無線機を搭載し、迅速な指示・連絡を行います。

【基本目標 】 学校施設等の耐震化の推進

学校施設などの耐震化工事の早期完了に取り組みます。

【基本目標 】 1小中一貫教育の推進

児童・生徒により良い学習環境を提供することを最大の目標に、9年間を見通して、連続的系統的な学びを育む小中一貫教育を推進します。

【基本目標 】 小・中学生の学力の向上

市内小・中学校児童・生徒の学力を調査することにより、児童・生徒の学力の定着度を把握し、指導の改善に生かすことで学力の向上を図ります。(1月中旬に調査を実施し、調査結果を年度末の指導に反映させ、 当該学年に必要な学力の定着を図ります。

【基本目標 】 発達障害児に対する支援の充実

NPOなどと連携をして、巡回相談員を幼稚園、小学校、中学校に派遣して、的確な指導を行うとともに、教員の指導力向上にも波及させます。

【基本目標 】 歴史・文化の継承

まちの歴史文化を学び、活かしながら、未来に伝えるまちづくりを進めます。

【基本目標 】 放課後留守家庭児童会事業

就労等の理由により、保護者等が昼間家庭に不在な児童に適切な生活の場を提供し、健全な育成を図ります。

【基本目標 】 子どもの読書活動の推進

- 子どもたちが読書の楽しさに出会い、読書を通じて人生をより豊かにできるような環境づくりを進めるために、子どもの読書活動を推進します。

【基本目標 】 図書館奉仕の充実

綾歌・飯山の図書館運営について、より効率的、効果的な手法を推進します。本との出会いの場をより多くの人に提供するために、新たな企画を推進します。

【基本目標 】 学校給食センター全体の給食水準の平準化

第二学校給食センターの炊飯設備を増設し、全センターの給食水準を平準化するとともに、より効率的な業務運営に努めます。また、家庭、学校との連携を取りながら、アレルギー対応給食を実施します。

【基本目標 】 非行防止対策の推進

青少年の健全育成を目指し、関係機関との連携を図り、非行防止活動を推進します。

【基本目標 】 幼稚園のあり方の検討

幼稚園の市内全体の制度の統一を図るとともに、施設整備に合わせ配置を検討します。

	《重点的取組事項》				
基本目標	取組事項	具体的内容	個別目標	進捗 状況	所見
	1 . 小・中学校、幼 稚園の耐震補強	・小中学校校舎、体育館及び幼稚園園舎などの耐震 診断に基づき、緊急性と優先順位により年次計画 により耐震補強を行う。	 ・小学校:2校(富熊、栗熊)の 補強設計、2校(富熊、城東)の補強工事 ・中学校:1校(綾歌)の補強設計、2校(飯山、東)の補強工事 ・幼稚園施設について増改築工事と合わせて検討を行う耐震化率(幼・小・中):73.7%(H22:66.9%) 	В	・小学校2校の補強設計、2校の補強工事、中学校1校の補強設計、2校の補強工事が完了した。 ・幼稚園1園で改築設計、改築に伴う耐力度調査が完了した。 ・耐震化率は73.7%である。
	1.小中一貫教育の 推進	・市内全域で連携型の小中一貫教育に取り組んでいく。推進協議会にて決定した基本方針、推進方法をもとに、連携協議会(中学校区毎)にて具体的な連携内容を検討し、試行に取り組む。	・すべての中学校区で市費講師を 配置し試行の実施	В	・各学校群の連携協議会は順調に運営され、学校群ごとに特徴ある連携が行われた。 ・すべての学校群で小中の交流授業が行われ、その成果も現れた。 ・カリキュラム研修のための資料作成は教育研究所教科部会を中心に順調に進んだ。
	1 . 小学校学力調査	・市内小学生の学力を把握するため、小学3~6年生を対象に国語・算数の学力調査を行う。調査後、 丸亀市全体の結果と傾向を各学校に周知し、各学 校の指導改善に役立てる。	・個々の児童が自己の学習課題を 把握し、学力の是正と向上を図 る。 市の平均を全国平均よりも 5 点あげる。(H22:+0.05点)	В	・全国平均との差は+4.1 ポイントである。 ・平成22 年度学力調査の分析結果や指導方法の改善を全小学校に示し、それを受けた各小学校が学力向上のための指導改善に努めた。
	2 . 中学校学力調査	・市内中学生の学力を把握するため、中学 1、2 年生を対象に国語、数学、英語の学力調査を行う。調査後、丸亀市全体の結果と傾向を各学校に周知し、各学校の指導改善に役立てる。	・個々の生徒が自己の学習課題を 把握し、学力の是正と向上を図 る。 市の平均を全国平均よりも 5 点あげる。(H22:-0.67点)	D	・全国平均との差は、 - 0.87 ポイントである。 ・平成 22 年度学力調査の分析結果や指導方法の改善を全中学校に示し、学力向上への取組 を促した。 ・分析結果や指導方法の改善を示す時期や内容等に改善の必要があると思われる。
	1.定期的な巡回相 談の実施	・市内の幼稚園、小学校、中学校に、巡回相談員を 派遣し、個々の子どもの教育的ニーズに応じた的 確な指導内容、方法について指導・助言を頂き、 教員の日ごろの指導に生かし、子どもの健全な発 育に資す。	・市内の幼稚園、小学校、中学校 33 校に巡回相談員を派遣 派遣回数:年間各校3回分は確 保。	В	・昨年度に引き続き、すべての学校園で実施できた。・2年目を迎え、中には継続観察の子どももおり、その変容を観ながら、具体的なアドバイスを受けることができた。・保護者相談や教員研修にも対応し、成果が上がった。
	1.文化財の保存	・歴史的遺産を学習・観光資源として活用するため 指定管理者、NPO等と連携し、各種行事を行う。	・文化財の学習機会のより一層の 充実(学習会の内容を様々な文 化財まで拡げる。また、専門学 習会、親子向け学習会など対象 を分けてわかり易いものとし、 コミュニティ、学校等への出張 も行う。)	В	・まるがめ文化財の日(全3回)を開催(参加者合計 約170名)し、子どもから大人まで幅広く文化財に親しむ機会を創出できた。 ・資料館の1階ロビーで埋蔵文化財についての展示の実施や出前講座を市民の要望に応じて随時開催し、文化財の学習機会の充実を図れた。 ・市民団体との協働事業として、丸亀城石垣についての説明会(全5回)や本島高無坊山石切遺跡調査を実施し(参加者合計 約450名) 丸亀城や文化財の魅力を発信した。

2 . 資料館の環境整 備	・文化財保護担当と連携し、資料館をまちの歴史文化 を学ぶ中核施設として活用し、歴史文化を未来に伝 えるまちづくりを進める。	・常設展示室の拡張及び展示の見 直し(丸亀の近世に焦点をあて た生駒、山崎、京極家、金毘羅 街道などの資料に重点を置き 展開する。(今年度完成予定)	В	・企画展を年 3 回開催、特に「浅井三姉妹 初と京極展」においては、借用した京極家の資料から、江の書状を発見、公開し、入館者数が大幅に増えた(年間入館者数 45,345 人)。 ・文化財保護担当と連携し、丸亀市所有の京極家文書を市指定文化財に指定し、公開した。また、文化観光課とも連携し、京極家を全国に PR する目的で、NHK の大河ドラマの衣装・パネル展を開催するなど、効果的な方法を考え実施した。 ・常設展示室は、改修工事を終え、生駒、山崎、京極の歴代藩主や文化に関する資料を展示し、城郭資料館としての役割を担うことができるようになった。 ・今後は、多くの年齢層の方に足を運んでもらえるよう魅力的な資料館を目指す。
1.市内の小学校 1 ~3年生を学校の余 裕教室や近隣施設 での保育	・市内の島嶼部を除く 15 小学校区、23 教室で開設 し、平成 22 年度現在で待機児童は 0 人を継続して いる。(各教室の運営については、「丸亀市福祉事 業団」へ委託)	・土曜日も開室し、保育環境の改善を図る。 待機児童数:0人	В	・平成 23 年度から新たに開室時間の延長を実施した。待機児童数 0 も引き続き実現できている。
1 . 子ども読書活動の推進	・「丸亀市子ども読書活動推進計画」に基づき推進し、 家庭・学校・地域等が連携・協力して子どもの自 主的な読書活動の推進を図るような取り組みや体 制を整備する。	・子ども読書活動推進計画(H23 ~27 年)	В	・子ども読書啓発パンフの作成・配布や市広報誌等によるうちどく(家読)推進の広報そして学校図書館との連携強化等、家庭及び地域における読書活動の推進について、一定の推進ができた。
1.図書館サービスの充実	・蔵書の充実を図るとともに、関係部署や図書館団体と連携を図り、図書館資料を利用した展示、講演会等時代のニーズに応じた企画を行い、サービスの充実に努める。	・子育て支援、ビジネス支援、地域活性化等の企画展示の実施・図書館ボランティアの募集及び 養成	В	・若年層の利便性を図るために、8月に新たにヤングアダルトコーナーを常設展示、また、ボランティアについては3名の方に活動いただいているほか、期間限定ではあるが高校生ボランティアも5名の参加を得る等、「市民と共に」というワンステップを図ることができた。
1.第二学校給食センター炊飯設備棟の増設	・第二学校給食センターに、新たに炊飯設備棟の増設を行う。	・第二学校給食センターに自前の 炊飯設備棟を増設・市内給食献立の平準化	В	・炊飯設備棟にかかる建築工事、機械設備工事及び電気設備工事については、予定通り平成 24年 2月 29日に完成した。厨房機器等購入についても、平成 24年 2月 29日までに納入が完了した。 した。 ・これまで第二学校給食センターでは、炊き込みご飯を作ると、釜を 4 つ使ってしまうため和え物ができなかったが、炊飯設備が整ったことによりこのことが改善され、全給食センターで同じレベルの献立が提供できることとなった。
2.アレルギー対応 給食の実施	・家庭、学校との連携を取りながら、9月を目標にアレルギー対応給食を実施する。	 ・アレルギーを持つ子どもたちに、 安心、安全な学校給食を提供する ・食物アレルギーへの理解を深めて もらうため、学校での啓発を行う。 	С	 ・丸亀市食物アレルギー対応マニュアルを策定するにあたり、子どもたちの安全確保が第一であるため、より慎重に、間違いのない計画にするため、検討、審議に時間を要しているところである。 ・平成23年5月16日、丸亀市食物アレルギー対応マニュアル(案)を丸亀市学校給食食物アレルギー検討委員会から答申を受けた。このマニュアル(案)を学校における食物アレルギー対応給食の実施に向けて検証を行うため、丸亀市食物アレルギー対応給食推進委員会を設置し、3回の会議を経て、平成24年3月26日、教育委員会に検証報告された。 ・今後、検証報告されたマニュアル(案)を教育委員会で審議していただき、承認をお願いしていきたい。 ・学校においても、丸小研給食部会や養護部会で、アレルギー専門医による講演会を開催し、研修を行っている。

3.学校給食にる食育及び地消の推進		学などによる食育の推進 ・丸亀産(県内産)の食材を優先	В	・全ての小中学校において、給食訪問を計画的に実施している。PTA や地域の関係団体等の視察や試食会も多く、また学校での保護者に対する給食試食会も積極的に行っており、広く食育について啓発している。 ・丸亀産(県内産)の食材を優先的に使用したり、地産農家の拡大を図ったり、地元の食材をより多く使った献立づくりを行うなど、地産地消の推進に努めた。しかし、9月20日の台風15号の影響により地場野菜が大きな影響を受けたこともあり、最終的に地産率は33.6%となった。今後とも市の目標としての35%を達成できるよう努めていきたい。
1.健全育成活 積極的に行う	動を ・少年育成センターによる補導・相談・育成業務を 通して、少年を取りまく様々な問題に取り組み、 非行防止活動の啓発や教育的環境の浄化を図る。 ・不審者や少年の非行の防止のためのパトロールを 実施する。	や不審者が出没しそうな場所 を、重点的に街頭補導・安全パ	В	・平成23年度は、パトロール車(軽)が新車となり装備が充実した。夏休み期間中には、水辺の事故にも対応できるよう救命浮輪も装備して巡回した。補導計画を「年間カレンダー」として作成し、補導員が年間で予定を把握できたと共に、育成センターの補導担当事務が軽減され、本来の補導業務に関わることができた。地域の青少年健全育成活動について実態を把握し、有意義な活動を支援した。啓発キャンペーンはマンネリ化の打破が必要である。
1.幼稚園のあの検討	り方 ・幼稚園の市内全体の制度の統一を図るとともに、 施設整備に合わせ配置を検討する。	・飯山地区の預かり保育の廃止 ・旧丸亀地区への幼稚園給食の導 入 ・施設整備に合わせた配置の検討	В	・飯山地区の預かり保育については、24 年度は 4 歳児を廃止し、5 歳児のみを受け入れ実施している。また、新しく3歳児保育も実施され25 年度より預かり保育の廃止に向けて順調に進んでいる。 ・旧丸亀地区への幼稚園給食の導入については、受け入れ施設の整備と平行して検討している。 ・幼稚園配置の検討については、飯山地区幼稚園施設整備方針が出され、統合幼稚園建設に向けて進んでいる。

¹ 小中一貫教育:「子どもの自立と共生」をテーマに小学校と中学校の連携を強化し、義務教育の 9 年間を通して一貫した教育を行います。小中学校教員による交流事業やカリキュラム研修を通して「自分の目標に向 かって、みんなと協力して行動できる子どもの育成」を目指します。

事務局長:山本一清

《平成 23 年度の基本目標》

【基本目標 】 議会情報の発信

市民への議会情報提供手段である議会だよりやホームページをわかりやすいものとなるよう努めます。

基本目標	取組事項	具体的内容	個別目標	進捗	所見
目標	以担争 填	立 中 い が は の の の の の の の の の の の の の	1回が日1示	状況	ni元
	1.議会情報の発信	・紙媒体、ホームページの特性を最大限に活用し、	・ホームページの表示の改善を図		・議会改革特別委員会の活動が今年度から本格化したことに伴い、その活動内容等について
		議会活動を市民にわかりやすく伝えられる紙面・	న	В	新規にホームページ上に掲載するなどコンテンツの充実を図るとともに、より見やすい画
		画面づくりを工夫する。			面表示のため改良を加えながら、随時更新を行った。